

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年3月19日

長野県県民文化会館長 金澤 茂

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
電子複合機 3台
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
令和6年5月1日から令和11年3月31日まで（平成18年長野県条例第59号及びその運用要領を準用する長期継続契約）
- (4) 借入場所
長野市若里1丁目1番3号
長野県県民文化会館
- (5) 入札方法
機器の賃借料を含む複写1枚あたりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項又は長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (6) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンスを迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申し出により、入札に参加する者1人に対し1部を無償で交付します。ただし、郵送による交付は受け付けません。

(2) 入札説明書の交付期間

令和6年3月19日から令和6年4月2日（休館日を除く。）までの毎日午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市若里1丁目1番3号

長野県県民文化会館 施設運営課

電話：026（226）0008

4 入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年4月5日（金） 午前11時

イ 場所 長野県県民文化会館 3階第2会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札に参加する資格等必要事項について説明した書類を、入札説明書に定める期限及び場所に提出してください。

この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又

は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

入札説明書6の各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、平成18年長野県条例第59号及びその運用要領を準用する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、長野県県民文化会館長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

長野県県民文化会館